

国立台北科技大学学生寮規則

2018年7月4日学生事務会議改正

2022年1月21日

2023年1月12日

2025年6月17日

(目的)

第一条 本規程は、学生寮の適切な管理、良好な生活環境の提供、および寮生の安全確保を図ることを目的として定める。

(入寮優先順位)

第二条 入寮資格を有する学生の選考優先順位は以下の通りとする（ただし、第四条の規定により入寮対象外となる地域に戸籍がない者に限る）：

- 一、郷・鎮・市・区役所発行の低所得世帯証明書を有する者。
- 二、身体障害者手帳、または教育行政機関発行の特別支援教育鑑定証明書等を有する者。
- 三、中低所得世帯証明書を有する者。
- 四、以下の資格を有する学生：

(一) 寮自治会の現任幹部、RA（レジデント・アシスタント、以下「RA」という。）、お

よび優秀な成績で退任した正副会長、正副幹事、大学院生 RA。

(二) 学生自治会の新年度正副会長。

(三) 親善大使団の正副団長、および団内評価に基づき推薦された団員。

五、 外国人新入生。

六、 高専部（1～3年生）、日間部学部生、博士課程、修士課程の新入生（本条第八号を除く）。

七、 日間部転校生、または特殊な状況により申請した者。

八、 桃園市特定地区（亀山、芦竹、桃園、中壢、大園、八德、平鎮）の日間部学部生、博士課程、修士課程の新入生。

九、 高専部（4～5年生）、日間部学部生（2年生以上）、博士課程・修士課程（2年生以上）。

十、 その他。

(入寮制限)

第三条 以下の者は、入寮を申請することができない：

- 一、 単位補修生（延卒業生）。
- 二、 退寮処分を受けた者、または寮規則に重大な違反をした者。
- 三、 進修部（夜間部）、進修学院、社会人大学院等の学生（特殊な事情がある場合を除く）。

(入寮対象外地域)

第四条 以下の地域に戸籍を持つ者は、原則として入寮を認めない： 一、 台北市全域。

二、 新北市（石門、平溪、双溪、貢寮、坪林、烏来地区を除く全域）。 三、 基隆市（五

専部学生を除く)。

(寄宿料)

第五条 寄宿料の納付および還付については、本学の『学生寮寄宿料納付・還付に関する規則』および『学生寮宿泊保証金実施要項』の定めるところにより処理する。

(入寮手続き)

第六条 入寮許可および支払いを完了した者は、指定された居室とベッドを使用するものとする。正当な理由なく変更することはできず、大学はベッド調整の権利を留保する。入寮手続きの流れは以下の通り：一、登録または抽選。二、入寮願の提出。三、寄宿料（保証金を含む）の納付。四、期限内に上記を完了し、領収書を提示して入居する。特殊な状況については学生事務処の許可を要する。

(退寮の制限)

第七条 休学、転学、退学または特殊な理由がある場合を除き、入寮許可後の自己都合による退寮は認められない。

(退寮措置)

第八条 卒業、転学、休学、退学、除籍、または退寮処分を受けた者は、一週間以内に退去しなければならない。期限を過ぎた場合は、寮自治会および関係部署が強制執行を行う。

(管理・連絡)

第九条 貴重品は各自で管理し、紛失時は自己責任とする。

第十条 寮への出入りは学生証によるカード認証を行い、無断外泊の回数が異常な者については、クラス担任、系教官および保護者へ通知し、連携して状況確認を行うものとする。

第十一条 意見や要望は、寮自治会または学務処ウェブサイトを通じて受け付ける（匿名は不可）。

第十二条 寮管理人、寮自治会役員、男女正副幹事、RAおよびエリア長は、寮生が校則を遵守するよう指導・支援する責任を負う。寮生は、これら各級幹部による指導を誠実に受け入れなければならない。

(生活関連)

第十三条 室内での騒音、喧嘩、他人の休息を妨げる行為を禁ずる。

第十四条 バイク・自転車は指定の駐輪場に停めること。

第十五条 公共エリアの清掃を分担し、室内を清潔に保つこと。学期ごとに大掃除を実施する。

第十六条 ゴミの放置、公共スペースへの私物放置（避難経路の妨害）を禁ずる。

第十七条 窓の外への衣類等の吊り下げを禁ずる。

第十八条 食堂内および学外寮の敷地内においては、常に適切な服装と身だしなみを維持すること。

第十九条 学外寮の寮生は、契約外のエリアへの立ち入りを禁ずる。

第二十条 給湯器・冷水機の使用に際しては安全に留意し、提供される水（お湯）は飲用専用とする。洗顔、入浴、または物品の洗浄に使用してはならない。また、排水管の詰まりを避けるため、ゴミや汚れ物を流すことを禁ずる。

第二十一条 寮内での動物の飼育を固く禁ずる。あわせて、公衆衛生を害する行為を慎む

こと。

(安全・禁止事項)

第二十二條 全寮生は防災訓練への参加は義務とする。正当な理由なく欠席した者は、校則に基づき処分の対象となるとともに、後日指定する日時に補習訓練を受けなければならない。

第二十三條 流行病の発生時、感染が疑われる者、または陽性者と活動実績（活動軌跡）の重複がある寮生は、「伝染病予防法」または本学の防疫規定に基づき、必要な予防措置を講じなければならない。

第二十四條 緊急事態または寮管理人の承諾がある場合を除き、屋上への立ち入りや滞留を禁止する。また、囲い、窓、バルコニー、花壇、受水槽などを乗り越える等の危険行為を禁止する。

第二十五條 電力安全の維持のため、充電器、電気シェーバー、ドライヤー、個人用コンピュータを除き、その他の高エネルギー消費製品の使用を禁止する。

第二十六條 寮生は寮の備品を適切に管理する責任を負う。備品の改造、毀損、または私的な設備の設置を禁止する。不当な毀損や紛失が生じた場合は、その賠償責任を負わなければならない。

第二十七條 寮生は、許可なく宿泊者の入れ替えやベッドの変更を行ってはならない。特別な理由により退去する場合は、規定の手続きを完了させた後、退去しなければならない。

第二十八條 自炊（火気・電磁調理器の使用）を厳禁する。

第二十九條 実物の麻雀を禁ずる。

第三十條 寮内全面禁煙（電子タバコを含む）。違反者は「たばこ危害防止法」に基づき処分の対象となる。

第三十一條 寮生は「ゴミを地面に置かない（ゴミ不落）」政策に協力し、確実にゴミを分別しなければならない。

第三十二條 部外者の宿泊禁止。異性や非寮生の宿泊エリア内に立ち入りも禁止する（面会は1階の指定エリアに限り、22時まで）。

第三十三條 非寮生は、許可なく寮内に立ち入ってはならない。

第三十四條 大学によって封鎖された居室の封印を許可なく剥がし、または当該室内に立ち入ってはならない。

第三十五條 喧嘩、飲酒、麻薬（シンナー等を含む）の吸引、薬物乱用、賭博等の公序良俗に反する行為を禁ずる。

第三十六條 違禁物品や引火物の持ち込みを禁止する。大学は不定期に安全点検を実施できる。

第三十七條 緊急時を除き、消防設備、救難設備および関連施設に触れ、またはこれを使用してはならない。

(納付義務と資格取消)

第三十八條 入寮許可後に寮費を未納のまま放置した者は、指定された期限までにこれを補納しなければならない。

第三十九條 冬季・夏季休暇期間中に宿泊を許可された者は、管理上の安全を期すため、大学が指定する居室に集約して宿泊するものとし、理由なくこれを拒否または遅延させて

はならない。

第四十条： 以下の者は入寮資格を取り消す：

- 一、居室内の整理整頓が著しく不備な者、または規則違反が重大な者。
- 二、新入生で、開学後1ヶ月以内に健康診断を完了していない者。

(懲戒処分)

第四十一条

第十二条至第二十二條に違反した者は、訓告（申誠）以上の処分を科す。累犯者は重く処分する。

第二十三條（防疫規定）に違反した者は、戒告（記過）以上の処分を科し、情状により退寮処分とする。

第二十四條至第三十一條に違反した者は、戒告（記過）以上の処分を科し、累犯者は退寮処分とする。

第三十二條至第三十四條に違反した者は、戒告（記過）以上の処分を科し、かつ退寮処分とする。

第三十五條至第三十七條に違反した者は、重大な戒告（大過）以上の処分を科し、かつ退寮処分とする。

第三十八條至第四十條に違反した者は、退寮処分とする。

(委任)

第四十二條 この規程は学生委員会の議を経て公告し、施行する。修正する場合も同様とする。